

平成30年6月成立「働き方改革法成立」 管理者が知っておくべき法案のポイント 今がチャンス！労働関係、使える助成金

主催：税理士法人あおぞら 社会福祉法人会計・税務・コンサルティングチーム

研修内容

第1部 13:15～14:50「働き方改革法実践のヒント」

～改正労働法にどう対応するのか～

今回の法案を「働き方改革のチャンス」として対応できるか、どうかで5年後の社会福祉法人の成長発展が決まります。

有給休暇の取得義務や残業時間の上限が年間720時間に規制され、これらの改正は2019年4月より、順次施行されます。今回は、労働法の改正にどのように対応すべきかを皆様と一緒に考えてまいります。

講師：社会福祉法人経営アドバイザー 前野 三駒

第2部 15:10～16:30「今がチャンス！ 労務関係、使える助成金」

こんな悩みのある場合はお勧めです

- ①高齢者、母子家庭の母、障害者の方を雇う予定がある (最大120万円)
- ②出産を予定している社員がいる (最大 57万円)
- ③奥様が出産予定の男性社員がいる (最大 57万円)
- ④有期契約社員やパート従業員を正社員にする予定 (最大 57万円)
- ⑤年々上昇する最低賃金に悩んでいる (最大285万円)
- ⑥介護機器等の購入を考えている (最大150万円)

講師：社会保険労務士 前野 良太

開催要項

開催日	時間	会場	定員
2月12日(火)	13:15～ 16:30	(公財)三重北勢地区 地場産業振興センター4階 四日市市安島1丁目3番18号 TEL059-353-8100	20
2月13日(水)	13:15～ 16:30	税理士法人あおぞら 宮川事務所IF 研修室 伊勢市宮川2-3-17 TEL0596-24-6770	50
参加費	会員：無料 非会員 お1人様 3,000円		
	ただし、非会員様で昨年9月のセミナーから6回以上ご参加の法人は無料		

持参物：筆記用具、電卓

駐車場：お車でお越しの場合、四日市会場の場合はお近くの有料駐車場をご利用ください。

伊勢会場の場合は、当事務所駐車場(無料 15台収容)をご利用ください。

申込方法：参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。

TEL 0596-24-6770 担当 北出 ユキ子

働き方改革法のポイントと今がチャンス! 労働関係の助成金活用 参加申込書

申込FAX番号 0596-28-0141 (24時間受付中)

法人名 領収書の宛名 となります。			
住所			
TEL		FAX	
E-mail			
参加者名		参加日	<input type="checkbox"/> 2月12日 <input type="checkbox"/> 2月13日
参加者名		参加日	<input type="checkbox"/> 2月12日 <input type="checkbox"/> 2月13日

(公財) 三重北勢地区 地場産業振興センター



税理士法人 あおぞら宮川事務所

